

01003-1



縣令

◇鳥取縣令第五十五號

昭和二十一年八月二日鳥取縣令第五十四號「コレラ」豫防のため漁撈游泳及び河海水の使用を停止し魚貝海藻類の陸揚禁止に關する件は之を廢止する。

附則 本令は公布の日から之を施行する

昭和二十一年八月八日

鳥取縣知事 林 敬 三

昭和二十一年八月八日 木曜日
外

本書ノ外ハ國定規格A5判

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和二十一年八月八日 外

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可